

令和4年度 いじめ防止基本方針

1. いじめ防止の基本的な考え方

計画的な未然防止、迅速かつ的確な情報共有、組織的な対応

(1)基本理念

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

本校においては、学校教育目標を中核として、教育推進の重点である「共に生きる喜びを実感できる教育活動の推進」により、いじめ防止を含め、広く生徒の健全な育成に努めている。

いじめ防止等の対策は、生徒が安心・安全に生活を送り、生き生きと活動ができるよう学校の内外を問わず、いじめが発生しなくなることを目的としている。

また、いじめが、被害生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることについて、全ての生徒が十分に理解することが重要である。

全職員が

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こり得る」

「いじめは絶対に許されない」

「いじめられた子どもを絶対に守り通す」

との意識に立ち、家庭、地域と連携を図りながら、いじめ問題の克服に取り組まなければならない。

さらに、未然防止のためには、生徒一人一人の発達段階に応じて、他者を理解し尊重する心を育てていくことが重要である。そのためには、教育課程に計画的に位置付け、適切な時期に適切な教育活動を実施していくことが必要である。さらには、より実効性のあるものとしていくために、計画的に点検・評価を実施し、改善、改良を図り、方針自体が進化していくものにならない。

学校教育目標

あいで「生きる」

あい(I) (私・愛) <藹・合・間・相・会>

○愛と感動 <優しさを持って 感じて動く>

○共に考え <みんなで 考え合う>

○実現に <実際に表(現)す>

「生きる」<学んだことが生(活)きる>

<自己の発現>

<連帯の意識>

<自己の実現>

教育推進の重点

自ら学ぶ喜びを実感できる学習活動の推進

共に生きる喜びを実感できる教育活動の推進

(2)いじめを発生しにくくするために(未然防止の観点から)

居場所づくり

- ・全ての生徒が安心・安全に過ごせる学級、学年にしていくこと
- ・思いやりや規範意識、相手や周りを気遣おうとする態度、他者や集団との関わりを大切にしたいという意欲を育むこと
- ・生徒と教職員が「いじめ」について認識を共有すること
- ・いじめを許さない風土や誰かに相談することの大切さを理解させること
- ・学び合い(授業規律、仲間づくり、人間関係等の在り方など)を推進すること

絆づくり

- ・生徒自らが実際に他者と関わり合う中で、彼ら自身の内から心のつながりを実感し、互いを思いやることでできる真の関係づくりができる場や機会を提供していくこと(絆づくりのための場づくり)
- ・生徒一人一人がいじめ問題について考え、全員が意見を述べ合う生徒会活動を推進すること
- ・さわやかな挨拶の励行、規範意識の高揚を図ること

いじめに向かわない生徒とは

- ・人間関係のトラブルを回避し、プレッシャーをはねのけられる生徒
- ・他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」、今の自分を受け入れることができる「自己肯定感」をもった生徒

いじめが起きにくい学校とは

- ・規範意識のもと、基本的な生活習慣や行動規範が獲得されている学校
- ・「分かる、できる、楽しい授業」により、深く学ぶことの楽しさ、仲間と協働して学ぶことの楽しさを実感させることができる学校
- ・さわやかで、笑顔のあいさつができる学校

2. 本校の実態と取組の重点

(1)生徒

- ・校区の小学校1校から構成され、人間関係の固定化が見られる。
- ・素直で真面目なところがあり、笑顔で挨拶ができ、規範意識の高い生徒が多い。今後は、授業や行事、日常の学校生活を通して、自己肯定感、自己有用感を高め、ストレスをはねのけられるだけの強さを身に付けさせたい。また、生徒間、生徒と教師の関係づくりに努め、未然防止の取組を教育課程に計画的に位置付け、いじめが発生しにくい学校風土づくりを行っていく。
- ・携帯電話、スマートフォンのほかにゲーム機等も含めると、大多数の生徒が通信手段として利用しているといってもよい。その中で、悪口等から発展したいじめが発生する可能性は高いと捉え、より実効性のある対策、指導が必要である。また、情報として把握しにくい場合が多く、保護者等とも連携を図り、今以上にアンテナを高くしていく必要がある。利用する際のルールなど、基本は家庭ではあるが、徹底されていない家庭もあり、懇談等で根気強く指導していくことも必要である。

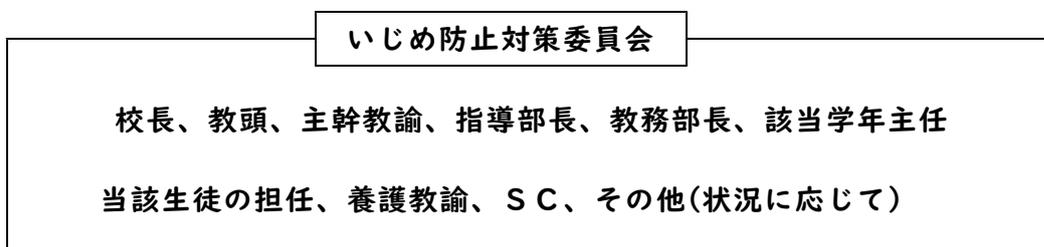
(2)保護者、地域

- ・各町内会組織がしっかりしていて、地域の子ども達を見守る姿勢ができています。
- ・本校の教育活動には一定の理解と評価をいただいている。家庭教育学校「あいネットワーク」や中学校区青少年健全育成推進会等を活用して、保護者、地域との連携を一層深め、チーム常盤で子ども達を見守っていきたい。

(3)いじめ対応の実態

- ・日頃から日常観察を心掛け、気になる様子やアンケートから分かる事案については、情報収集、事実確認、指導にあたっている。
- ・教育相談を各学期1回ずつ(3学年は3学期なし)設定し、担任を中心に副担任も含めて実施している。「いじめ対応」に限らず、有効に活用されている。
- ・Q-U調査を年間2回実施している。『要支援群』の生徒については、必ず担任が教育相談を実施している。また、『被侵害得点』が高い生徒については、学年体制で日常のようすに目を配るようにしている。

4. いじめ防止対策委員会の設置



いじめ防止対策委員会の役割

- ・被害生徒やその保護者からの申し出、被害生徒の関係者からの情報、または日常観察やアンケートからいじめが疑われる事案が出た場合の窓口とし、事実の確認、いじめの予兆あるいはいじめ発生などの判断を行う。
- ・いじめ防止対策委員会の招集し、組織的な対応の中核的な役割を果たす。
- ・未然防止の取組が効果的に機能しているか日常点検を行い、改善を図る。
- ・いじめの予兆あるいはいじめと判断した場合の指導、支援方針の決定を行う。
- ・対応の内容
関係生徒への聴取、情報収集、経過記録、情報共有
被害生徒、加害生徒、双方の保護者、学級、学年、関係機関などへの対応
- ・未然防止、いじめ対応などの取組に対する評価・検証を行い、改善策を提案する。

5. 評価・検証 ～年間計画～

<取組(方針)が実態に好ましい変容をもたらすことができたかという視点での評価>

- ・学年末評価、学校評価とリンクして行う。
- ・形式的なものにならず、未然防止の取組に関しては特に「今以上に起きにくい、より良くなっている」ことを基準に成果を判断する。いじめが起きていないので「よし」ではないという観点で進める。

6. 取組内容

(1)未然防止

教育課程に計画的に位置づけられた、居場所づくり、絆づくり

未然防止 重点的な取組	行動計画
<p>1、教育課程への位置付け A：「ガイダンス」の意図的・効果的な実施</p> <p>B：「教育相談」を計画的に実施</p> <p>C：「校内研修会」を計画的に実施</p> <p>D：「道徳」の時間を効果的に計画・実施</p> <p>E：「道徳講演会」の実施</p> <p>F：小中連携 地域との連携（家庭教育学級「子育てテーブル」の活用、「芸森音楽祭」への参加など）</p> <p>G：朝の読書活動 H：体験学習の充実</p> <p>-----</p> <p>2、居場所づくり I：「アンケート」（生徒）を定期的を実施</p> <p>J：生徒会（役員会）としての取組 K：「分かる・できる・楽しい授業」の創造</p> <p>-----</p> <p>3、絆づくり L：「情報交流・検証」の定期的な実施</p> <p>4、環境づくり M：人間関係を大切にした集団づくり</p>	<p>A：学校には、相談できる人・機関・空間があることを紹介・確認する。[年度初め] →担任・養護教諭・SC・心の相談室・教育相談期間の設定・各種相談機関の紹介を「学校だより」「HP」「学年だより」「保健室だより」「生徒会入会式」「学年集会」「入学式」「学級開き」などで行う。</p> <p>B：生徒一人一人と面談する中で信頼関係の構築と実態把握を図る。[4月・10月・1月]</p> <p>C：全教員で生徒理解と情報交流を図る。[4月・2月]</p> <p>D：4観点・22項目を計画的に実施する。生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付ける。[年間35時間の実施]</p> <p>E：同じテーマで全校生徒・全教員が考える場とを共有する。</p> <p>F：小中連携事業 [8月・9月・1月・2月・3月]、子育てテーブル・を活用し、連携を深め情報交流と生徒理解を図る。</p> <p>G：落ち着いた環境づくり。豊かな心の育成。</p> <p>H：主体的な活動の場・協働の場の設定 [旅行的行事など]</p> <p>-----</p> <p>I：教育相談に合わせた「悩み相談アンケート」を活用して生徒の実態を把握する。[4月・10月]「より良い学校にするためのアンケート」[8月]「いじめ調査」[11月]</p> <p>J：生徒自らが考え、発信する場をもたせる。</p> <p>K：「失敗から学ぶ」「できないからできるようになる場所が学校」などお互いに学び合う場としての授業空間を保証する。</p> <p>K：自由に意見を交流できる授業の雰囲気をつくる。</p> <p>K：自分と異なる意見を尊重する態度を養う。</p> <p>-----</p> <p>L：定例学年会の中での情報交流と教員アンケート [7月・12月]を実施し、各種取組を検証・点検・改善する。</p> <p>M：仲間を大切にする学級集団づくり。 M：好ましい人間関係づくり。</p>

場面での取組	行動計画
<p>5、ネット上でのいじめ未然防止 N：ネットいじめ特有の特徴を知る</p> <p>O：情報モラル教育の充実</p> <p>P：保護者への啓発</p>	<p>N：不特定多数の人から、同時に誹謗中傷、批判、非難が集中する。(炎上) N：個人が特定され、情報が生涯にわたってネット上から消えない N：匿名性が非常に高く、エスカレートし易い N：複製されて、完全に消すことは不可能 N：知らない人に直接被害を受けることもある。 N：ネットいじめは可視化するのが難しいので、日頃からの関わりが重要</p> <p>O：発見しづらく、発見時には相当エスカレートする場合があるものと認識する。 O：コミュニケーションの少しのズレ(誤解)が原因であることが多いので、対面のコミュニケーション能力を身に付けさせることが大切。 O：ネットいじめも他のいじめと同様、社会では許されないことを理解させる。</p> <p>P：スマートフォン等を持たせてよいと判断する「見極め」、家庭での「ルールづくり」に向けた情報提供を行う。 P：困った時はすぐ相談するような家庭の雰囲気づくりを啓発する。</p>

(2) 早期発見(発見するにはどうするか)

情報ステーション、全職員共通歩調

重点的な取組	行動計画・行動目標	中心となる職員
<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から生徒との信頼関係の構築に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「生徒のいるところには教職員がいる」ことを目指し、生徒とともに過ごす機会を積極的に設ける。 ・生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ・観察の視点：欠席状況 表情の変化 人間関係の変化 「学習記録表」の記述 ・ゲートキーパー的要素を身に付ける <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 悩んでいる人に 気付いて 声を掛け 話をよく聴いて 必要な支援につなげ 見守る </div> 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年 ・担任
<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「悩み相談アンケート」[4月・10月]「よりよい学校にするためのアンケート」[8月] <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ・緊急を要する内容の確認 ・教育相談期間の相談活動 ・「Q-U」検査を実施し、生徒が抱える悩みや不安を早期に発見する。[5月・11月] <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ・学年会での交流 ・要支援生徒を中心に呼び出し面談 ・「Q-U」を基に学級経営案の更新 ・次年度への引継 ・全市一斉の「悩みやいじめアンケート」[11月] <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ・いじめを訴えた生徒との緊急面談 ・生徒に関わる情報を教職員間で共有し、必要に応じて保護者とも連携して情報を収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談係 ・担任
<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談期間を設定し、悩みや不安を抱えているながら、進んで相談に来られない生徒の内面を理解し、同時に関係の確立を図る。 (各学期に1回) ・生徒が安心して相談できるような信頼関係づくりに努力する。 ・スクールカウンセラー等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談係 ・担任
<ul style="list-style-type: none"> ・外部の相談機関の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導部

発見した情報 ⇒ ・管理職、指導部に報告する
 ・いじめ防止対策委員会の招集
 ・朝の打ち合わせ等を全職員で共有

(3)いじめへの対応・対処（発見したらどうするか）

迅速かつ的確な組織対応、安心・安全の確保

場面での取組	行動計画	中心といなる職員
<p>いじめの発見 声かけ・日常観察・アンケート・Q-U検査・生徒からの情報・欠席などの情報が入った時</p> <p>いじめの認知</p>	<p>法の定義は、ほんの些細な行為が、予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ってしまうことがあるという事実を教訓として学び取り規定している。よって、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげる。</p> <p>① 学年による情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あれ？」と思った時は、その状態を見逃さない ・学年の先生方に、その生徒の最近の様子がどうか聴く。 ・授業中、休み時間、放課後の様子を観察する。 ・情報収集 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>いじめ防止対策委員会の招集</p> <p>生徒への聴取、情報収集、経過記録 情報共有、被害生徒、加害生徒 双方の保護者、学級、学年 関係機関などへの対応</p> <p>② 保護者との面談 ③ 教育委員会との連携 ④ 必要に応じて警察・関係機関との連携を行う ⑤ 再発防止の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経過観察とともに、一定の期間をおいて点検を行う。 ・未然防止の取組の改善と強化を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学年 ・ 担任 <ul style="list-style-type: none"> ・ 校長・教頭 ・ 主幹教諭 ・ 指導部長 ・ 当該学年主任 ・ 当該担任 ・ 教務主任 ・ 養護教諭 ・ SC

重大事態が発生した場合

重大事態とは(国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より)

- ◆ 児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときは、次のようなケースなどが想定される。
 - ・ 生徒が自殺を企画した場合
 - ・ 心身に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発生した場合
- ◆ いじめによる児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたととき
 - ・ 不登校の定義を踏まえた年間30日を目安とする。
- ◆ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

- ① いじめ防止対策委員会による事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 教育委員会に報告、連携して対処する。

ネットいじめ対応

場面での取組	行動計画	中心といなる職員
ネット上でのいじめ対応	<p>①関係機関と連携したネットへの書き込み・画像等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 書き込み削除依頼に保護者の協力を求める。 学校・保護者だけでは解決が困難な場合、警察等の専門機関との連携で削除する。 <p>②ネットパトロールとの連携と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 市教委ネットトラブル未然防止のためのネットパトロールから連絡が入った場合次のように対応する。 <ul style="list-style-type: none"> ○人命に関わるような危険度が高い場合、教育委員会、警察等に緊急連絡を行う。 ○関係者に悪影響を及ぼす可能性が高い場合、事実確認し、必要に応じて関係生徒を指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会 教頭 学年 担任

(4)再発防止

未然防止の取組の改善、強化

【再発防止】

重点的な取組	行動計画・行動目標	中心となる職員
・継続的な指導	<ul style="list-style-type: none"> 家庭とも連絡を取り合い、その後の状況について把握に努める。 いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会 学年 担任
・いじめ防止の取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> 事例を検証し、再発防止・未然防止のための指導・支援体制を見直し、問題点を洗い出し、それに向けた改善策を全教職員に共有し、実行する。 評価方法の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策対策委員会 学年 担任

いじめ対応の流れ

発見

気になる様子、声掛け、日常観察、アンケート、Q-U調査、生徒や保護者からの情報、欠席状況など

情報収集・事実確認

いじめと疑われる事案

重大事態の発生

情報収集・事実確認

- メンバー
- ・校長・教頭・主幹教諭
 - ・指導部長・教務部長
 - ・該当学年主任
 - ・関係生徒の担任
 - ・養護教諭
 - ・SC
 - ・他(状況によって)

いじめの認知・情報共有・方針決定

いじめ防止対策委員会

いじめの予兆、あるいはいじめと判断
(いじめの認知)

生徒への聴取、情報収集、情報共有
被害生徒、加害生徒、双方の保護者、学級、学年
関係機関などへの対応

- 全職員に周知
- ・朝の打ち合わせなど
 - ・緊急集会
 - ・職員会議

- ↔ 保護者(面談が基本)
- ↔ 教育委員会
- ↔ 警察などの関係機関

対応

いじめ解消に向けた指導

経過観察・改善

再発防止の取組

経過観察

未然防止の取組の改善、強化